

第Ⅱ部 平成28年熊本地震

【令和元年度分】平成28年熊本地震に関する北九州市の支援状況 (令和2年3月31日時点)

《人的な支援》

1. 職員の中長期派遣【危機管理室】 5名

九州地方知事会からの要請を受け、被災地へ災害復旧業務に従事する職員の中長期派遣を実施（平成28年8月1日～継続中）

＊ 熊本市【1名】

- ・ 宅地の災害復旧に係る補助金交付審査、工事完了検査業務（土木職）
平成31年4月1日～令和2年3月31日

＊ 嘉島町【1名】

- ・ 固定資産税に係る業務（事務職）
平成31年4月1日～令和2年3月31日

＊ 益城町【3名】

- ・ 宅地耐震化推進事業（滑動崩落防止事業）業務（土木職1名）
平成31年4月1日～令和2年3月31日
- ・ 道路等公共施設の災害復旧業務（土木職2名）
平成31年4月1日～令和2年3月31日

《その他の支援》

1. 義援金【保健福祉局】 (継続中)

- ・ 市役所本庁舎、各区役所・出張所（17箇所）に募金箱を設置
(令和3年3月31日まで)
令和2年3月31日時点 111,623,292円
- ・ 本市で募集した義援金は、共同募金会を通じて、被災自治体へ配分

平成28年熊本地震被災地への中長期派遣職員報告

	〔派遣分野、活動期間、所属名（補職名）、氏名〕	（頁）
1	<u>熊本市（宅地の災害復旧に係る補助金交付審査、工事完了検査業務）</u>	33
	平成29年4月1日～令和2年3月31日 危機管理室危機管理課 加勢川 敏明	
2	<u>嘉島町（固定資産税に係る業務）</u>	36
	平成31年4月1日～令和2年3月31日 危機管理室危機管理課 菅野 信幸	
3	<u>益城町（宅地の耐震化に係る災害復旧業務）</u>	38
	平成29年4月1日～（継続中） 危機管理室危機管理課主査 佐藤 涼一	
4	<u>益城町（道路等の災害復旧業務）</u>	43
	平成29年4月1日～令和2年3月31日 危機管理室危機管理課 西山 定信	
5	<u>益城町（道路等の災害復旧業務）</u>	46
	平成31年4月1日～令和2年3月31日 危機管理室危機管理課 佐藤 俊一	

熊本市における震災宅地の復旧業務に従事して

派遣先 熊本市都市建設局都市政策部震災宅地対策課
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 加勢川 敏明
活動期間 平成29年4月1日～令和2年3月31日

1 現地での業務

熊本市での私の所属は都市建設局都市政策部震災宅地対策課です。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の辞令でしたが、2年間延長の指示があり令和2年3月31日までの期間となりました。

熊本市での私の業務は、被災者個人の宅地復旧支援であり（アパート、マンションを含む）、その内容は次のとおりである。

（1）復旧工事

被災宅地の原形復旧を基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む。）

ア のり面の復旧工事

イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）

ウ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。）

（2）地盤改良工事

液状化が発生したとみられる区域における液状化の再度災害防止のための住宅建屋（住宅及び住宅に付随する用途に供する建築物）下の地盤改良工事

（3）住宅基礎の傾斜修復工事

住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップ等）

2 現地での活動経過

現在、私の職務は被災者の宅地復旧に関する支援でその内容は次のとおりである。

（1）事前相談

- ・担当する地区、工種等は特に決まっておらず、順次相談を受ける。
- ・当該申請工事が補助対象か対象外かの判断をする。
- ・地盤改良工事の場合は熊本市液状化ハザードマップの地域内が対象（対象地域外は液状化がみられる調査結果が必要）
- ・本申請前の申請書類のチェックをおこなう。

（2）本申請受付

- ・本申請を受け付けた者が最後までその申請を担当する。
- ・申請書類の1次審査を行ない、2次審査にまわす。
- ・主査、副課長、課長の決裁を受ける。

（3）交付または不交付決定の通知

決裁後、交付（不交付）決定通知書・審査内容内訳書・完了時提出書類チェック

表・補助金工事完了届等を郵送する。

(4) 完了届受理

完了時提出書類チェック表に基づき審査して受領

(5) 完了検査（現地確認含む）

工事の完了を現地において確認し、撮影する。

(6) 請求書受理

請求金額・口座番号・印鑑を確認し受領する。

令和2年3月末現在の交付申請、交付決定、交付額は下記のとおりである。

	熊本市
交付申請	2, 4 6 9 件
交付決定	2, 3 0 6 件
交付実績	4, 6 4 7, 2 2 4 千円

宅地復旧支援事業の実施に関する補助金制度は、令和2年3月31日をもって終了するが、事前届け出制度があり届け出をした人に限り、申請は令和3年3月31日まで、工事については令和4年3月31日まで延長することが決まっている。

3 困難であった点や改善すべき点

- (1) 困難と感じたことはあまり無かったが、職場内の情報共有に時間がかかることがあった。
- (2) 相談者聞き取り表、審査内容チェックリスト、完了時提出書類チェック表等は概ね改善された。

4 活動を通じて印象に残ったこと

宅地復旧支援事業が始まって約3年になるが、未だにこの制度があることを知らない方がいらっしゃるようである。テレビ・新聞・市政だより等の広報、各自治会長による回覧板、まちづくりセンターにおける出張相談会など手を尽くしてはいるが…

5 北九州市の防災に必要となること

北九州市では大地震による被災についてはあまり聞いたことが無いような気がする。近年は集中豪雨等の被災が多いように感じている。

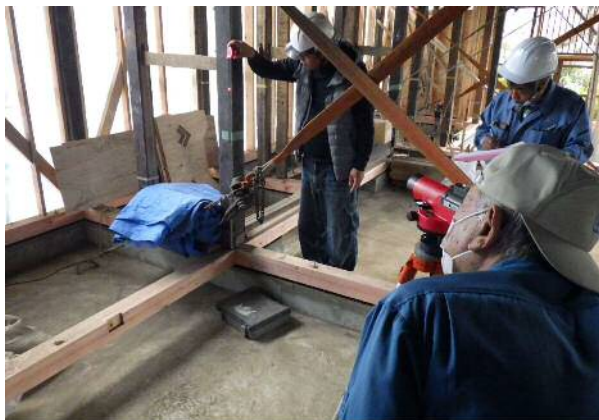
最近テレビで見たが、用水路に落ちて死亡する人がかなり増えているようである。私が現役時代に小倉南区で用水路に落ちた小学生が死亡した事件があり、かなりの用水路に転落防止柵を設置した。市街化区域は設置率が高いと思うが市街化調整区域ではどうだろうか。

6 懸案事項

住宅基礎の傾斜修復工事の一部において、不正申請による補助金の返還などが発生していた。そのほかの工種においても非常に高額の申請（舗装工事200㎡で1千万円）がよく見受けられた。申請者自身も誘惑に惑わされて加担するのだろうが、不正であるうえ、発覚すれば返還金も多額になるので絶対にやめてほしい。

業者についても過去の震災で暴利を得たことがあるので、同じ事を熊本に来てしているようだ。地震により地元の業者が忙しいため、なんとか早く復旧したいとの気持ちから県外から来た悪徳業者に頼ってしまった市民もいたことが火事場泥棒をのさばらせた要因のひとつとなっており、市民への注意喚起などの対応が必要であった。

(業務風景：完了検査)



熊本県嘉島町の家屋再建状況について

派遣先 嘉島町 税務課
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 菅野 信幸
活動期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日

1 嘉島町について

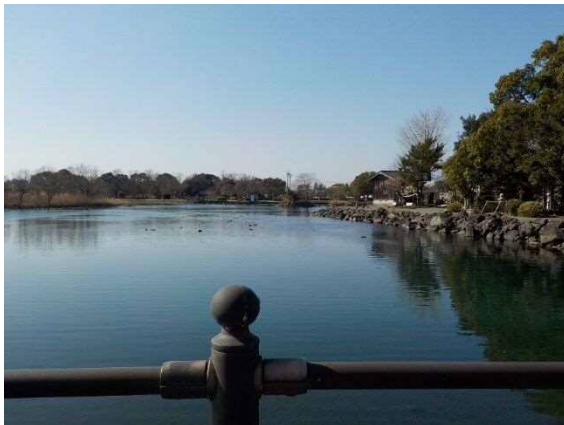
嘉島町は、熊本市の南部に位置しており、東西9.8km、南北3.9km、面積16.65平方kmの水田地帯で人口1万人弱の小さな自治体です。

また矢形川、御船川、緑川、加勢川に囲まれた町内には浮島をはじめ湧水地が点在しています。町内どこでも水が湧き出すので町民の皆さん地下水をくみ上げて使っています。嘉島町役場は、上水道事業をおこなっていません。基本的に水はいくら使ってもタダです。

町内にはサントリー九州工場が立地していて、天然水をはじめとしてビール以外の飲料水は、ここで造られています。

私が住んでいるアパートの地名は、鯰町です。昔ここで大ナマズが取れたことからこの地名になったとのことでした。

水が豊富なだけに大雨になると道路が冠水します。梅雨の時期にアパートの周りの道路が冠水して通勤に大変困りました。



(浮島神社の湧水地)

2 新築家屋の固定資産税調査について

平成31年4月1日から熊本県上益城郡嘉島町で北九州市の派遣職員として固定資産税の新築家屋の調査にあたることになりました。

元々新築の家屋は、嘉島町全体で年間50～60件程度で土地と合わせて固定資産税の全体を1人の職員が担当していました。

熊本地震以降は年250件以上の建築確認の申請があり、非課税分や県評価分を除いても200件近くを嘉島町役場税務課で調査しなければならず、震災により

一時的に増えた事務として他自治体に応援を依頼し派遣職員が対応してきました。

震災から丸3年経過しましたが今年の新築調査も200件近く、調査件数は高止まりしたままです。これは嘉島町が熊本市中心部に近く商業施設の集積が進み利便性が高く、地価も熊本市内に比べると安価であることから嘉島町へ人口の流入が続いていることが要因と思われます。

現状では高水準の建築が今後も続き元の水準に戻ることはないとの判断で、来年以降固定資産税の新築家屋の調査は嘉島町役場の正規職員（1名増員）が担当するようです。

3 家屋評価の担当者として驚いたこと

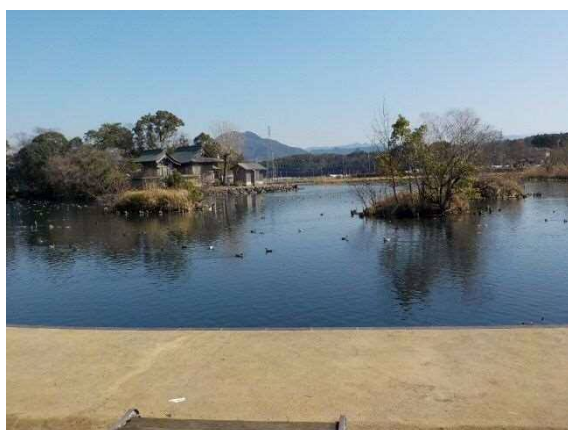
熊本地震により瓦葺の農家住宅の多くが倒壊したことにより、新築家屋では瓦を載せている家はほとんどありません。スレート葺か金属葺が大半を占めています。特にガルバリウム鋼板と云われる金属屋根は軽量で耐久性が高いとして非常に人気が高いです。中にはサイディングの代わりに外壁にもこの金属が使われています。

家屋の新築調査は、家屋の完成を待って「調査のお願い」文を出します。件数が多いため未回答や調査拒否もあるのではと案じていましたが、町民の皆さん全員回答をいただきました。立会不能が1名いましたが、調査拒否はゼロでした。

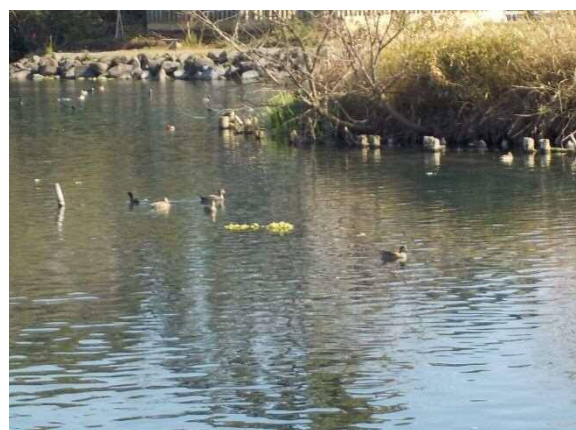
嘉島町は、農業従事の方が多く町役場は町民の方に非常に頼りにされていると感じます。

町民の皆さんは協力的で私の仕事はやりやすかったです。こちらに来る前の2年間は復興支援の派遣職員として岩手県釜石市にいましたが、東北と比べると気候的にこちらの方が過ごしやすく楽でした。

1年間でしたが課長、係長、職場の皆さんのおかげで仕事を終えることができました。町長をはじめ嘉島町役場の職員の皆さん本当にありがとうございました。



(浮島神社散策コース)



(冬は水温が高いため、水鳥の楽園です)

益城町の宅地復旧業務（宅地耐震化推進事業）

派遣先 益城町 復旧事業課 宅地復旧係
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 佐藤 涼一
活動期間 平成29年4月1日～（継続中）

1 現地での業務

熊本県益城町で宅地復旧支援業務（国土交通省の宅地耐震化推進事業の一事業である“大規模盛土造成地滑動崩落防止事業”（以下、「本事業」という。））を担当し、3年になります。

宅地復旧が出来なければ住宅再建も出来ず、さらに仮設住宅の解消も出来ないことから、「本事業」は、道路・橋梁・上下水道等公共インフラの災害復旧と同様に最重要の復旧事業に位置付けられています。

「本事業」には、通常要件（3,000㎡以上の大規模盛土造成地に10戸以上、他）の通称「大規模事業」と、熊本地震により制度拡充され、避難路等公共施設に接する小規模な宅地区域（2m以上の盛土上に2戸以上）も対象となった、通称「拡充事業」があります。

令和2年3月時点で、対象となる全地区（「大規模事業」39地区、「拡充事業」21地区、合計：約1,100宅地が対象。）の工事契約が全て完了し、鋭意復旧工事の竣工に向けて取り組んでいるところです。

2 現地での活動経過

1年目（平成29年度）は、被災宅地の調査及び町内全域にわたる地質調査及び解析を行い、益城町における“宅地被害メカニズム”を解明し「大規模事業」の適用範囲拡大のために国土交通省と協議を重ねました。

この結果、「本事業」の当初総事業費が約22億円とされていたところ、約150億円規模の事業として国から承認されました。これにより、益城町全体の被災宅地の約1/3を「本事業」で復旧できることになりました。

こうして「本事業」の初年度は、調査・測量・設計業務及び国土交通省との協議に終始することとなりましたが、実質的に目に見える形での復旧工事については小規模な単位の「拡充事業」の2件（8宅地分）の工事を発注できました。

2年目（平成30年度）は、本格的宅地復旧に入り、新たに追加承認された地区の調査及び設計～工事発注に取組み、「大規模事業」は、11地区約300宅地（工事数：10本、総工事費：約43億円）を発注、「拡充事業」は、19地区43宅地（工事数：10本、総工事費：3億円）の工事を発注できました。

3年目（令和元年度）も、鋭意設計業務を継続しつつ、「大規模事業」残り全地区の工事発注を行い、28地区約700宅地（工事数：15本、総工事費：約55億円）の工事を発注できました。

ただし、工事の竣工率は、誠に残念ながら未だ10%に届いていません。その意味で本当にこれからが勝負と言えます。

宅地擁壁の復旧状況は、なかなか見映えがしませんが、代表的な地区の写真を掲載します。

【辻の城1地区】



〔着工前〕 H30. 6



〔竣工〕 R1. 7

【杉堂1地区】



〔着工前〕 H30. 8



〔工事中〕 R2. 2

「杉堂1地区」は、ほぼ“間違い探し”みたいでわかりづらいですが、着工前に見える擁壁は、町による道路災工事です。9割超の家屋が全壊でほぼ更地化しており、現在も当地区の住民は仮設住まいを余儀なくされています。

工事中写真では6宅地の擁壁復旧が竣工しています。また、工事中右上のコンクリート塊の一団は県による急傾斜地対策工事、その左側の擁壁と法枠工は町による道路災工事と、各種復旧工事が入り乱れて実施されている地区です。

3 業務で苦労していること（今後の教訓）

(1) 隣の庭は青く見える

全地区の工事が進捗する中、復旧工事が竣工した宅地が着実に増えてきました。すると、復旧対象外（健全宅地）の住民から、何故私の宅地は対象外なのか？自分の宅地も直してほしいとの要望が多数あがってきています。

これは、“隣の庭は青く見える”現象に外ならず、丁寧に事業要件の説明を行っていますが、その対応には苦慮しています。

事業要件に則り、健全と判定された宅地は対象にならないのです。

(2) 事業推進途上の苦悩

「本事業」は係総勢約40名の陣容で取組んでいます。毎年当然のごとく人事異動による職員の入れ替わりはあります。当係でも勿論人事異動がありますが、その中で「本事業」は、本来の事業要件に合っていないので、このままでは、“会計検査”に耐えられない！方針転換しなければ“補助金返還”だ！との意見が出現し、係内でも意見が分かれることがありました。平時の通常事業なら、このような方針転換も、もしかしたらある？のかもしれませんが、被災者の住宅再建に直結する「本事業」は、復興計画の中で進めてきたもので、途中からの方針転換は厳しいものがあります。

平成29年4月から幾度となく国と協議し、承認された益城町の「本事業」は計画どおり進める必要があります。

侃々諤々の協議のすえ、ひとまず予定通り事業を進めることとなりました。

“会計検査”対策を十分にしたうえで“被災者の生活再建最優先”を現実のものとするべく鋭意事業に邁進することは言うまでもありません。

(3) 建設作業員不足による工程の遅れ

全地区の工事が進捗していますが、建設作業員不足は深刻であり、おのずと工程は遅れ、大半の工事が事故繰越となっています。

さらに近年、全国で毎年頻発する激甚災害への復旧復興対応、加えて開催間近に迫る2020東京オリンピック関連の建設需要が未だ旺盛なこともあり、必要な作業員の確保は極めて困難で、円滑な工事進捗は望むべくもありません。

(4) 今後の教訓

繰返しになりますが、「本事業」は本来、土地所有者が自ら行うべき宅地復旧を公共事業として施工するという極めて特殊な事業であることから、土地所有者にどこまで“受益者負担金”を求めるべきか、という議論があります。

熊本地震では、被災市町村の話し合いの結果、“受益者負担金”を取らない事としました。

このため、「本事業」の対象とならなかった住民からの苦情は無論のこと、対象となった住民の方の中には、“ついでにココもしてくれ、アレもしてくれ、コレもしてくれ…”という過剰な要求をする人も後を絶ちません。

この原因はひとえに、町がタダで復旧してくれるからに外ならず、“受益者負担金”をいくらかでも取っておれば、このような苦情や過剰要求は激減したものと推察します。

したがって、今後このような大地震が起こり「本事業」が適用されないことが一番望ましいことは言うまでもありませんが、万が一、このような事態が発生した場合は、受益者負担金を必ず取るべきと思います。

因みに東日本大震災時（仙台市）は10%の負担金を取っています。

4 活動を通して印象に残ったこと

(1) 復旧・復興の光と影

様々な復旧・復興事業がありますが、やはり脚光を浴びるのは公共建築物（箱モノ）や道路・橋梁等の見映えのする事業です。見た目でわかりやすいのでニュース新聞報道の主役です。

一方「本事業」といえば個人の宅地復旧ですからあまり目立ちません。加えて「本事業」の進捗遅れが仮設住宅の早期解消を図れないことの一因とされ、槍玉に挙げられることさえあります。しかし、ここでもグッと耐え忍んで地道にコツコツと一つ一つの宅地を復旧していくしかありません。

(2) 派遣職員・任期付職員

今年度の益城町の職員数は約290人です。災害復旧にあたり、これではとても人手が足りないので私ども他自治体からの派遣職員約50人が応援に来ています。それでも未だ足りていないので、更に町が任期付職員を約60人雇っています。

宅地復旧係も町職員4人、派遣9人、任期付12人、常駐コンサル10人の計35人、いわば“混成部隊”です。いろんな方々がいます。これをまとめて円滑な事業推進を図ることは、容易なことではありません。

5 本市の防災に活かせること

「本事業」に携わっている関係上、本市でも以下の事を実施すべきではないかと思えます。

それは、“盛土造成地の変動予測調査”とそれに基づく“滑動防止対策工”の実施です。“盛土造成地”はもとより、本市に多く存する“斜面地”でも活用できるのではないかと思えます。

大地震への備えとして、前記した調査と対策工を適切に実施できれば、盤石な“災害に強い安全・安心なまち北九州”を築くことができると確信します。

また、本市が打ち出した先進的な“斜面住宅地制限対策（逆線引き）”との融合もできるのではないか…？、とも思っています。

6 おわりに

これからも、益城町のため、なかなづく熊本の復旧・復興のため、微力ではありますが引き続き関わることができれば、と思えます。

近年の我が国は、正に“災害列島日本”です。

地震災害も豪雨災害も毎年当り前のように発生していますが、復旧・復興の途上に事業進捗の妨げとなるこれらの天災はもう要りません。

今年こそ、何事もない平穏な年になってほしいと切に願う次第です。

最後に、皆様ご存知「ワンピース」作者の尾田栄一郎さん（熊本出身）による震災直後の「必ず助けに行く！」とのメッセージに始まったあらゆる支援活動のひとつである「麦わら一味」の像設置（県庁他8市町村）が着々と進んでいます。

益城町においては、全壊した学校給食センターの復旧の意義も込めて、コックの

“サンジ”が設置（令和元年12月7日）されました。

熊本の復旧・復興状況の視察に…、等と固い事は言いません。是非、熊本に足を運んでみてください。



ルフィ〔熊本県庁前〕



サンジ〔益城町総合運動公園内〕

益城町復興支援活動報告

派遣先 益城町 復旧事業課 工務係
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 西山 定信
活動期間 平成29年4月1日～令和2年3月31日

1 現在の状況

平成29年の4月に北九州市の任期付職員として益城町に派遣され、はや3年が過ぎようとしています。

益城町での配属先も昨年と同じ復旧事業課の工務係で、町の職員は係長以下3名、町の任期付職員2人、自治体からの派遣職員は久留米市1人、都城市1人、北九州市2人の計4人、嘱託職員1人、非常勤職員1人の11名です。

また町の庁舎が被災して建替え工事をしており、現在は仮設庁舎で勤務しています。宿舎は益城町に隣接した熊本市東区にあります。仮設庁舎は宿舎から3km程度の距離で、また宿舎の付近には大きなスーパーもあり、通勤にも生活面でも特に不便を感じることはありません。

2 現地での業務

益城町での業務はこれまでと同じで、公共土木施設災害復旧事業の道路や河川の災害復旧工事の設計、積算、監督等です。着任当初は地理がわからず現場に行くにも苦勞していましたが、現在はある程度町内の細かい道路までわかるようになりました。

3 現地での活動経過

工務係で担当しているのは道路・橋梁・河川・公園の公共土木施設それに法定外の里道水路等で、766件あった災害復旧箇所は完了率で85%を超えるまでになり、あともう一息のところまで来ました。

工務係の派遣、非常勤含めた全職員数は2年前に20人でしたが、現在は11名で約半減しています。

しかし、益城町は毎年任期付職員を採用してきており、工務係は2人ですが復旧事業課の他の3係には任期付職員は26人が配置されています。

公共土木施設の復旧はかなり進捗していますが、宅地復旧や建築などの業務が現在最盛期を迎えており、そちらに重点的に人員が配置されています。

4 現地での業務で困難であった点や改善すべき点

今年度は災害復旧工事として4年目になりますが、今年度の復旧工事は益城町の中心部で行われている区画整理地区内の道路が中心で、その計画や先行する県の工事、下水道などの工事と調整が必要であり、なかなか思うように着工できませんでし

た。

また、益城町も北九州市も同じ地方自治体ではありますが、事務作業の手順は北九州市とはかなりの違いがありました。一番戸惑ったのは契約変更の手続きや支出負担行為、支出伺いの起票を技術職員で行うことでした。いろいろ戸惑うことが多かったのですが、何とか業務を進めることができました。

このことから感じたのは、各自治体で事務の流れは違うことを前提として、派遣されてきた応援職員が少しでも円滑に事務を進めていくためには、事務作業手順を詳細に説明したマニュアルをあらかじめ作成しておくことが必要ではないかと感じました。

5 活動を通じて印象に残ったこと

最近は予想を超えた災害が発生することが多くなってきました。

九州内でも平成28年4月の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨、それから、本市でも2人の方が亡くなられ、西日本を中心に全国的に被害をおよぼした平成30年7月の豪雨などが起きております。

災害はいつどこで起こるかわかりませんが、災害が起きたときに被害を最小限に食い止めるハード面の整備と併せて、これまでの被災自治体の検証結果報告などを参考に可能な限り具体的な行動を決めておくことと、あらゆる状態を想定した訓練を定期的に行うことが大切だと思います。

6 終わりに

震度7を2度観測し、住宅の約6割が全半壊した益城町では災害公営住宅を671戸設ける計画であります。

工事は順調に進み令和2年3月末までに全て整備される予定です。



(建設が進む災害公営住宅)



(益城町役場仮設庁舎)

また、熊本県は観光などの復興を後押しするため、熊本市出身の尾田栄一郎さんが作者である人気漫画「ONE PIECE (ワンピース)」のキャラクター像 8 体を県内 8 市町村に据える計画で、熊本市には県庁前に「ルフィ」の銅像が設置され、益城町には「サンジ」の銅像が設置されて令和元年 1 2 月に除幕式が行われました。

震災後約 4 年が経ち益城町のハード面の復旧は進んでいます。

しかし、復興は一步一步進んではいるものの本格的にはこれからのことでもあります。これからも益城町の復興を応援していきたいと思っております。

公共土木災害復旧事業

派遣先 益城町 復旧事業課 工務係
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 佐藤 俊一
活動期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日

1 現地での業務

平成31年4月より任期付職員として、前任者（小田さん）の後任で益城町に派遣され、あっという間に1年が経過しようとしています。

配属先は復旧事業課・工務係で、町職員は係長以下3名、町の任期付職員2人、自治体からの派遣職員4人、嘱託職員1人、非常勤職員1人の計11名です。

担当業務は、路面沈下や舗装面が亀裂した道路及び、破損や沈下した側溝等の復旧工事に係る設計・積算及び、工事施工監督です。

2 現地での活動経過

今年度の担当業務は被災した8路線の設計・積算→発注→工事施工監督→変更設計・積算→町の竣工検査→県の竣工確認検査までの業務です。

うち6路線は区域内の一部で下水道管渠災害復旧工事と重複している区間がいくつかあり、下水工事の完了を待って本工事に着手するという状況でした。

また、2路線は他事業（土地区画整理事業・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）との調整で工事発注が保留されていました。（現在は、廃止の方向で検討している。）



（職場の状況）



（安永地区道路復旧竣工）

3 現地での業務で苦労したことや改善すべき点

工事の施工は町内の土木建設業者でしたが、下水道工事完了後も手持ち工事を抱えていて、本工事を速やかに着手することができませんでした。また、舗装工事は下請け業者が施工することがほとんどで、順番待ちの状況であり、工程の調整にも苦慮しました。

- ・工事の施工管理（出来形管理・品質管理・安全管理）や写真管理について、これまでに実施してきた方法や経験を主張して、こちらの要望することが理解してもらえないこともありました。

- ・現場代理人、主任技術者が他の工事を兼ねていて、本来の目的を十分に果たすことが困難な状況でもありました。

- ・工事起工から竣工までの端末処理業務（支出負担行為伺、支出命令、変更契約書作成、竣工検査伺から竣工認定書等）の経験があまりなかったので、手順を覚えるのに苦慮しました。

- ・工事竣工検査を担当課長が行っていたので課長は大変でした。したがって、独立した町全体の検査業務担当が必要ではないかと感じました。

4 活動を通して印象に残ったこと

震災後3年が経過しての派遣でしたので、道路・公園等の復旧事業はかなり進んでいて、この1年でほぼ完成したように思えます。

また、木山地区土地区画整理事業・県道熊本高森線の4車線化の推進、木山地区公営住宅建設の竣工など復旧・復興に向かって着実に進んでいるように感じました。

5 おわりに

災害は忘れたころにやってくるという例えがあります。

本市の予想される災害として、

- ・短時間の大雨による浸水
- ・高潮による浸水
- ・大雨による斜面地の大規模な滑動崩落

などが考えられます。平時の啓発と訓練及び対策が大切です。